

監委第129号  
平成20年3月25日

太田市市長 清水聖義様

太田市議会議長 山田隆史様

太田市監査委員 桐生博司

太田市監査委員 稲葉征一

### 平成19年度行政監査結果報告書

地方自治法第199条第2項の規定に基づき行政監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり報告します。

# 行政監査結果

「公金の収入事務委託について」

太田市監査委員

平成20年3月21日

## 1 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第2項による事務の執行監査

## 2 監査の期間

平成20年1月15日から平成20年3月18日まで

## 3 監査テーマ

「公金の収入事務委託について」

## 4 監査の目的及び選定理由

使用料、手数料は歳入決算の中で市税収入に次ぐ決算額となる重要な自主財源であり、これまでの定期監査においても、その徴収又は収納事務が適正かつ効率的に行われているか、また適正な債権管理が行われているかを監査し、随時改善等を求めてきたところである。

今日の社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化などにより行政需要が増加する一方、本市の財政状況も厳しく、より一層効果的で効率的な事務事業の執行が求められている。

こうしたなか、指定管理者制度も含め広い分野の業務が外部に委託されており、なかでも「地方自治法施行令第158条」による歳入の徴収又は収納の委託（以下「公金の収入事務委託」という。）については、市が公金を取り扱う場合と同様に公正を確保することはもとより、住民の利便性を維持、増進しなければならないものである。

このような状況を踏まえ、事務委託の現状を把握するとともに、事務手続き及び私人が取り扱う公金の管理状況等が効率性、合理性、適法性に配慮され行われているかを重点に置き監査をすることにより、今後の事務の執行が適正に行われ、住民の利便性がさらに向上されるなど改善が図られることを目的とする。

## 5 監査対象

（「平成19年度歳入の徴収又は収納の委託状況調書」に記載する事業）

平成19年度における歳入のうち、使用料、手数料、賃借料及び元利償還金についての事務事業を対象とする。

## 6 監査の着眼点

- （1）関連法令等に基づく委託がされているか。
  - ・地方自治法施行令第158条
  - ・太田市財務規則第3章第5節
- （2）徴収又は収納の事務が能率的に行われているか。
- （3）委託したことによる収入の確保が図られているか。
- （4）委託による市民への利便性が図られているか。
- （5）領収印及び委託収納金払込書等の保管管理は適正に行われているか。
- （6）収納金等の保管は適切に行われているか。

## 7 実施方法

予算担当課に対し、「平成19年度歳入の徴収又は収納の委託状況調書」の提出を求め、提出された関係書類について、補助職員による予備監査を行い、必要に応じて関係職員からの内容聴取及び現地調査を実施した。

## 8 監査の結果

「平成 19 年度歳入の徴収又は収納の委託状況調書」及び関係書類に基づき、着眼点ごとに監査を行った結果は、次のとおりである。

「地方自治法施行令第 158 条第 1 項」に規定されている歳入（以下「対象歳入」という。）についての事務事業は全体で 225 件であり、そのうち私人へ公金の収入事務委託を行っている事務事業は 15 件（使用料 12 件、手数料 3 件）であった。

予算担当課別の対象歳入の状況については、表 1 のとおりである。

なお、対象歳入名称一覧については、別紙表 1 附表を参照されたい。

表1

## 予算担当課別対象歳入状況一覧

(単位:件)

部 局	予算担当課	事務事業(歳入名称)の数	うち私人が収入事務を行っている事務事業(歳入名称)の数
総務部	管財課	4	—
	購買課	2	—
	市民税課	1	—
	資産税課	1	—
公金収納推進部	納税課	1	—
市民生活部	市民課	12	—
	交通政策課	3	1
	文化課	8	1
	スポーツ課	6	4
地域振興部	地域整備課	1	—
	太田行政センター	3	—
	九合行政センター	3	—
	沢野行政センター	2	—
	葦川行政センター	2	—
	鳥之郷行政センター	1	—
	強戸行政センター	3	—
	休泊行政センター	2	—
	宝泉行政センター	3	—
	毛里田行政センター	1	—
	地域総合課(尾島)	7	—
	市民・福祉課(尾島)	7	—
	地域総合課(新田)	7	—
	市民・福祉課(新田)	7	—
	地域総合課(藪塚本町)	6	—
	市民・福祉課(藪塚本町)	7	—
健康福祉部	元気おとしより課	6	3
	高齢者福祉センター担当	5	—
	社会支援課	1	—
	福祉事業課	1	—
	健康づくり課	1	—
	藪塚本町医療センター	6	—
産業経済部	農業政策課	3	1
	農村整備課	2	1
	商業観光課	15	—
	工業政策課	3	—
環境部	環境政策課	1	1
	リサイクル推進課	1	—
	清掃施設管理課	3	1
	衛生事業課	4	—
都市づくり部	建築指導課	19	—
	区画整理課	1	—
	市街地整備課	2	—
都市整備部	道路河川課	2	—
	花と緑の推進課	3	—
	住宅課	9	2
行政事業部	渡良瀬緑地課	3	—
消防本部	消防総務課	1	—
	予防課	1	—
教育部	教育総務課	1	—
	学校管理課	1	—
	児童施設担当	11	—
	青少年課	4	—
	文化財課	3	—
	生涯学習課	8	—
	市立商業高校	4	—
合 計		225	15

また、公金の収入事務委託を行っている事務事業について、歳入項目別に示すと表2及び表3のとおりである。

表2 歳入項目別事務事業一覧（使用料） (単位:円)

部局	予算担当課	歳入名称	施設名称等	委託先名称	委託名	委託金額
市民生活部	交通政策課	駐輪場使用料	韮川駅前駐輪場	特定非営利活動法人おたNPO支援センター	太田市自転車等駐輪場使用料収納業務委託	2,657,272
市民生活部	スポーツ課	とうもうサマーランド使用料	とうもうサマーランド	太田市行政管理公社	とうもうサマーランド管理運営業務委託	13,400,000
市民生活部	スポーツ課	市営体育施設使用料	サ・スポ・ツラント他運動施設	太田市行政管理公社	各種運動施設管理業務委託	18,746,000
市民生活部	スポーツ課	運動公園競技施設等使用料	太田市運動公園	太田市行政管理公社	運動公園競技施設管理業務委託	34,909,000
市民生活部	スポーツ課	文化会館総合体育館使用料	太田市新田文化会館・太田市新田総合体育館他10施設	(財)太田市新田文化スポーツ振興事業団	太田市新田文化会館・太田市新田総合体育館他10施設指定管理業務	201,765,000
健康福祉部	元気おとしより課	福祉総合センター使用料	太田市新田福祉総合センター	社会福祉法人太田市社会福祉協議会	太田市新田福祉総合センター指定管理業務	60,427,000
健康福祉部	元気おとしより課	いきがいセンター使用料	太田市尾島いきがいセンター	社会福祉法人太田市社会福祉協議会	太田市尾島いきがいセンター指定管理業務	10,769,000
健康福祉部	元気おとしより課	温泉スタンド使用料	太田市新田温泉スタンド	社会福祉法人太田市社会福祉協議会	太田市新田温泉スタンド指定管理業務	1,060,000
産業経済部	農業政策課	市民農園使用料	新野市民農園	(社)太田市農業振興公社	太田市農村環境改善センター指定管理業務	8,200,000
産業経済部	農村整備課	ふれあい農園使用料	太田市ふれあい農園	太田市行政管理公社	太田市ふれあい農園施設使用料等の収納事務	—
都市整備部	住宅課	市営住宅使用料	市内の各市営住宅	群馬県住宅供給公社	太田市市営住宅管理業務(住宅使用料)	149,635,500
都市整備部	住宅課	市営住宅駐車場使用料	市内の各市営住宅駐車場	群馬県住宅供給公社	太田市市営住宅管理業務(駐車場使用料)	

※委託金額については、公金の収入事務委託に係る業務の委託料が含まれている。

表3 歳入項目別事務事業一覧（手数料） (単位:円)

部局	予算担当課	歳入名称	施設名称等	委託先名称	委託名	委託金額
市民生活部	文化課	図書資料宅配手数料	太田市立中央図書館	特定非営利活動法人太田ライブラリーサポートーズ	太田市立図書館の図書資料宅配サービス事業業務委託	400,000
環境部	環境政策課	狂犬病予防手数料	集合注射会場及び動物病院	(社)群馬県獣医師会・(社)群馬県獣医師会太田地区獣医師会	狂犬病予防注射手数料収納事務委託	3,234,262
環境部	清掃施設管理課	剪定枝処理手数料	太田市新田緑のリサイクルセンター	(社)太田市シルバー人材センター	太田市新田緑のリサイクルセンター運営管理業務委託	2,921,100

※委託金額については、公金の収入事務委託に係る業務の委託料が含まれている。

各種事業の公金の収入事務委託について、施設管理業務の中の一業務として規定がされているため、収納金の取扱い等、業務内容について詳細な事項の規定がされていない契約書が見られた。

(1) 関連法令等に基づく委託がされているか。

「地方自治法施行令第158条」及び「太田市財務規則第3章第5節」に規定されている「委託の手續」及び「委託収納金の払込み等」についてを主眼において監査を行った。

ア 委託の手續きについて

私人に公金の収入事務委託をしようとするときは、「太田市財務規則第45条」の規定に基づく手續きを行わなければならない。

土、日、祝日及び夜間業務を実施している施設において、公金の収入事務委託を受けた私人（以下「委託収入者」という。）が再委託を行っていることにより、徴収又は収納事務の責任者の役割が明確でない状況となっているものが見られた。委託を受けた私人は、さらに他の私人に委託することが認められていないことから、委託を行うもの（以下「所管課等」という。）においては、委託収入者の事務執行状況等を把握、指導するとともに事務の適正化を図る観点から法令に添った委託契約となるよう事務処理をされたい。

なお、「太田市財務規則第45条」に規定されている手續きの状況については、表4のとおりである。

表4 公金の収入事務委託の手續きの状況

予算担当課・委託名		委託の手續き	公金収入事務委託の協議の実施	告示の実施	身分を示す証明書の交付
交通政策課	太田市自転車等駐輪場使用料収納業務委託		○	×	×
文化課	太田市立図書館の図書資料宅配サービス事業業務委託		○	○	×
スポーツ課	とうもうサマーランド管理運営業務委託		×	×	×
スポーツ課	各種運動施設管理業務委託(サン・スポーツランド)		×	×	×
スポーツ課	運動公園競技施設管理業務委託		×	×	×
スポーツ課	太田市新田文化会館・太田市新田総合体育館他10施設指定管理業務		×	×	×
元気おとしより課	太田市新田福祉総合センター指定管理業務		○	○	×
元気おとしより課	太田市尾島いきがいセンター指定管理業務		○	○	×
元気おとしより課	太田市新田温泉スタンド指定管理業務		○	○	×
農業政策課	太田市農村環境改善センター指定管理業務(新野市民農園)		○	○	×
農村整備課	太田市ふれあい農園施設使用料等の収納事務		○	×	×
環境政策課	狂犬病予防注射手数料収納事務委託		○	○	×
清掃施設管理課	太田市新田緑のリサイクルセンター運転管理業務委託		○	×	×
住宅課	太田市市営住宅管理業務(住宅使用料)		○	○	○
住宅課	太田市市営住宅管理業務(駐車場使用料)		○	○	○

公金の収入事務委託の協議未実施は4件であり、委託決定後の告示行為未実施は7件となっていた。また、告示が実施されている8件のうち2件について、年度開始前に告示行為のされているものが見られた。

告示については、公金の取扱いの責任を明確にするためにも必ず法令等に添った事務手続きをされたい。また、利用者に対し十分に周知するうえからも各施設等の窓口等に委託証を掲示することが望ましい。

また、身分を示す証明書については、ほとんどのところで委託収入者への交付が行われていなかった。

#### イ 委託収納金の払込みについて

委託収入者は徴収又は収納したときは、委託収納金払込書により速やかに指定金融機関等に払込み、さらに、払込みをした都度、その内容を示す委託収納金払込計算書に収入済通知書を添えて会計管理者に提出しなければならない。

委託収納金の払込み及び委託収納金払込計算書の状況については、表5のとおりである。

なお、委託収納金の取扱状況については、別紙表5附表を参照されたい。

表5 委託収納金の払込み状況

委託収納金の払込み等		歳 入 名 称
委託 収納 金の 払 込 み	委託収入者による払込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐輪場使用料</li> <li>・ 福祉総合センター使用料</li> <li>・ 温泉スタンド使用料</li> <li>・ 狂犬病予防手数料</li> <li>・ 剪定枝処理手数料</li> <li>・ 市営住宅使用料</li> <li>・ 市営住宅駐車場使用料</li> </ul>
	出納員又は分任出納員による払込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書資料宅配手数料</li> <li>・ とうもうサマーランド使用料</li> <li>・ 市営体育施設使用料(サン・スポーツランド)</li> <li>・ 運動公園競技施設等使用料</li> <li>・ 文化会館総合体育館使用料</li> <li>・ いきがいセンター使用料</li> <li>・ 市民農園使用料</li> <li>・ ふれあい農園使用料</li> </ul>
委託収納金払込計算書の提出	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 剪定枝処理手数料</li> </ul>
	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐輪場使用料</li> <li>・ 福祉総合センター使用料</li> <li>・ 温泉スタンド使用料</li> <li>・ 狂犬病予防手数料</li> <li>・ 市営住宅使用料</li> <li>・ 市営住宅駐車場使用料</li> </ul>

収納した公金を委託収入者が直接指定金融機関等に払込みをしているものは7件であり、委託収入者が所管課等へ届け、出納員等が払込みをしているものは8件であった。委託収入者が払込みをしている7件のうち、委託収納金払込計算書の提出がされているものは1件であった。

出納員等が払込みをしているものについては、業務の実態を勘案し、合理的な事務処理が行われるよう検討されたい。

委託収入者が利用者等から徴収又は収納した使用料等の払込みについては、「太田市財務規則」では、最初領収した日から起算して3日以内に払い込まなければならないとなっているが、契約書において1週間以内としているものが見られた。また、実際の事務処理において、1ヶ月ごとに払込みを行っているところが見られた。

今後は、規則に添った契約内容とするともに払込みに係る事務処理が適正に行われるよう委託収入者に対して適切な指導をされたい。

## (2) 徴収又は収納の事務が能率的に行われているか。

「とうもうサマーランド管理運営委託」及び「太田市運動公園競技施設等管理業務委託」について、再委託が見られた。委託業務内容及び現在の事務処理の実態を勘案し、市が直接契約を行うことにより業務の能率と経費の節減を図られたい。

「太田市新田緑のリサイクルセンター運転管理業務委託」については、現在、市嘱託員1名が配置されていることから、今後の公金の取扱いについては、関係課と協議のうえ効率的な事務処理となるよう努められたい。

## (3) 委託したことによる収入の確保が図られているか。

収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人に徴収又は収納の事務を委託することができることから、委託収入者においては、効果的な徴収事務を行わなければならない。また、委託収入者は、未納者があるときは未納者報告書を市長に報告しなければならない。

公金の収入事務委託による未収金のあるものは3件であり、その状況については、表6のとおりである。

表6 公金の収入事務委託による未収金の状況 (単位:円)

部局	予算担当課	歳入名称	施設名称等	収入額	未収額	未納者報告の有無
市民生活部	交通政策課	駐輪場使用料	葦川駅前駐輪場	2,372,500	(台数のみ把握)	無
都市整備部	住宅課	市営住宅使用料	市内の各市営住宅	558,927,530	253,325,436	有
都市整備部	住宅課	市営住宅駐車場使用料	市内の各市営住宅駐車場	56,889,610	12,397,000	有

※収入額及び未収額(現年度分、過年度分を含む)は、平成19年12月末現在の金額となっている。

「葦川駅前駐輪場使用料」において、係員が不在となる時間帯での利用分の使用料徴収の取扱いについて、委託収入者は未収となっている使用料の回収のため、未収確認表により未納者の把握を行い、利用者に対して未納となっている旨のお知らせを自転車に貼付し、使用料の回収に努めているが、全てについての回収ができていない状況であった。所管課等においては、委託収入者から定期的に未納者報告を受け、未納者の把握と未収金への対応に努められたい。

「市営住宅における使用料及び駐車場使用料」の収納については、委託収入者による窓口収納に加えて徴収員による訪問集金を実施し、収納業務の拡大を図っており、委託によるメリットが発揮されている。

また、「図書資料宅配手数料」及び「福祉総合センターの会議室使用料」の減免についての許可決定が、所管課等による決裁処理によって行われておらず、委託収入者の判断により行われていた。

減免については、規則に規定された事項に該当するときに市長が認めるものであるため、所管課等においては、適切な事務処理による使用料等減免の取扱いとされたい。

#### (4) 委託による市民への利便性が図られているか。

委託収入者の収納業務取扱時間については、施設等とも利用目的に添った適正な取扱時間となっていたが、仕様書等に勤務時間の規定がされていないものが見られた。

委託業務内容については、契約書等で委託先の職員等の配置人数や勤務時間等について明記し、適正な業務履行を担保する必要がある。

また、人員配置について、夜間及び土、日、祝日業務を実施している施設等においては、委託収入者が独自に勤務体制を編成して交代勤務を実施しており、利用者への利便性が図られていると認められた。

なお、委託収入者の職員等配置状況については、表7のとおりである。

表7 施設等における委託収入者の職員等の配置状況

施設名称等	委託先名称	収納業務にあたって いる職員等の人数	委託先の職員等が配置 されている時間帯	施設等の開館（取 扱）時間
蕪川駅前駐輪場	特定非営利活動法人お おた NPO 支援センター	1 人 (定期利用申込期間 2 人)	6:00～10:00 15:00～20:00	6:00～20:00
太田市立中央図書館	特定非営利活動法人 太田ライブリーポ ーテーズ	4 人 (土、日、祝日は交代勤務)	平日 9:00～19:00 (土、日、祝日は 17:00 まで)	9:00～19:00 (土、日、祝日は 17:00 まで)
とうもうサマーランド	太田市行政管理公社	17 人	9:00～17:00	9:00～17:00
サン・スポーツラン ド他運動施設	太田市行政管理公社	1 人	平日 8:30～21:30 土、日、祝日 6:30～21:30	平日 8:30～21:00 土、日、祝日 7:00～21:00
太田市運動公園	太田市行政管理公社	8 人	7:30～21:45 (日は 18:00 まで)	9:00～21:00 (日は 17:00 まで)
太田市新田文化会 館・太田市新田総合 体育館他 10 施設	(財)太田市新田文化 スポーツ振興事業団	21 人	8:30～21:00	9:00～22:00 (使用料の徴収は 20:30 まで)
太田市新田福祉総合 センター	社会福祉法人太田市 社会福祉協議会	2 人	福祉棟 8:30～17:30 風呂棟 8:30～21:00	福祉棟 8:30～17:30 風呂棟 10:00～21:00
太田市尾島いきがい センター	社会福祉法人太田市 社会福祉協議会	1 人	8:30～17:30	9:30～16:00
太田市新田温泉スタ ンド	社会福祉法人太田市 社会福祉協議会	2 人	8:30～21:00	6:00～20:00
新野市民農園	(社)太田市農業振興公社	1 人	8:30～17:30	9:00～17:30
太田市ふれあい農園	太田市行政管理公社	4 人	8:30～17:30	9:00～17:00
集合注射会場及び動物 病院(狂犬病予防注射)	(社)群馬県獣医師会・(社) 群馬県獣医師会太田地区 獣医師会	16 人	各会場等における注射 実施時間内	各会場等における 注射実施時間内
太田市新田緑のリサ イクルセンター	(社)太田市シルバー 人材センター	1 人	8:30～16:00	8:30～16:00
市内の各市営住宅	群馬県住宅供給公社	13 人(土、日 2 人)	8:30～17:30	8:30～17:30
市内の各市営住宅駐 車場	群馬県住宅供給公社	13 人(土、日 2 人)	8:30～17:30	8:30～17:30

太田市尾島いきがいセンターにおいては、委託収入者による施設運営の一環として送迎バス運行サービスが行われており、利用者に対しての利便性の増進が図られていた。

太田市新田緑のリサイクルセンターにおいて、施設内の衛生設備が未整備であった。所管課等においては、施設での作業時間、人員配置及び利用者への利便を考慮し、衛生設備の整備を行われない。

(5) 領収印及び委託収納金払込書等の保管管理は適正に行われているか。

委託収入者は、収納した時、領収書を委託収入者名で発行し交付しなければならない。

施設等の使用料等収納に係る領収書の取扱いについて、委託収入者発行のものでなく市長名又は出納員名で発行されているところが見られた。また、領収印の取扱いについては、出納員印又は分任出納員印を使用し、領収しているところが見られた。

使用料等収納の際に使用している領収書、領収印については、表8のとおりである。

なお、委託名及び委託先別の領収書等の取扱い状況については、別紙表8附表を参照されたい。

表8 領収書・領収印の取扱い状況

領収書等の取扱い		歳 入 名 称
領 収 書	委託収入者のものを使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐輪場使用料（定期利用）</li> <li>・文化会館総合体育館使用料</li> <li>・いきがいセンター使用料</li> <li>・剪定枝処理手数料</li> <li>・図書資料宅配手数料</li> <li>・福祉総合センター使用料</li> <li>・狂犬病予防手数料</li> </ul>
	市長名又は出納員名のも を使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐輪場使用料（一時利用）</li> <li>・市民農園使用料</li> <li>・市営住宅使用料</li> <li>・運動公園競技施設等使用料</li> <li>・ふれあい農園使用料</li> <li>・市営住宅駐車場使用料</li> </ul>
	発行者名の記載がないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・とうもうサマーランド使用料</li> </ul>
領 収 印	委託収入者のものを使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐輪場使用料（定期利用、一時利用）</li> <li>・文化会館総合体育館使用料</li> <li>・生きがいセンター使用料</li> <li>・剪定枝処理手数料</li> <li>・市営住宅駐車場使用料</li> <li>・図書資料宅配手数料</li> <li>・福祉総合センター使用料</li> <li>・狂犬病予防手数料</li> <li>・市営住宅使用料</li> </ul>
	出納員印又は分任出納員印 を使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動公園競技施設等使用料</li> <li>・市民農園使用料</li> <li>・ふれあい農園使用料</li> </ul>
	領収印の押印のないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・とうもうサマーランド使用料</li> </ul>
券売機又は自動販売機によるもの		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営体育施設使用料（サン・スポーツランド）</li> <li>・温泉スタンド使用料</li> <li>・文化会館総合体育館使用料（トレーニング室）</li> <li>・福祉総合センター使用料（風呂棟）</li> </ul>

(6) 収納金等の保管は適切に行われているか。

利用者から徴収した収納金については、施設等とも適切な管理のもと保管がされており、おおむね適正な公金管理が行われていると認められた。

一部のところにおいて、備え付けられている金庫のダイヤルが固定されており、金庫の開閉が容易にできてしまう状態となっていたため、対策を講じる必要がある。

収納金の保管状況については、表9のとおりである。

表9 収 納 金 の 保 管 状 況

歳入名称	施設名称等	委託先名称	収納金の保管状況
駐輪場使用料	韮川駅前駐輪場	特定非営利活動法人おおたNPO支援センター	○
図書資料宅配手数料	太田市立中央図書館	特定非営利活動法人太田ライブラリーサポーターズ	○
とうもうサマーランド使用料	とうもうサマーランド	太田市行政管理公社	○
市営体育施設使用料	サン・スポーツランド他運動施設	太田市行政管理公社	○
運動公園競技施設等使用料	太田市運動公園	太田市行政管理公社	○
文化会館総合体育館使用料	太田市新田文化会館・太田市新田総合体育館他10施設	(財)太田市新田文化スポーツ振興事業団	○
福祉総合センター使用料	太田市新田福祉総合センター	社会福祉法人太田市社会福祉協議会	○
いきがいセンター使用料	太田市尾島いきがいセンター	社会福祉法人太田市社会福祉協議会	○
温泉スタンド使用料	太田市新田温泉スタンド	社会福祉法人太田市社会福祉協議会	○
市民農園使用料	新野市民農園	(社)太田市農業振興公社	○
ふれあい農園使用料	太田市ふれあい農園	太田市行政管理公社	○
狂犬病予防手数料	集合注射会場及び動物病院	(社)群馬県獣医師会・(社)群馬県獣医師会太田地区獣医師会	○
剪定枝処理手数料	太田市新田緑のリサイクルセンター	(社)太田市シルバー人材センター	○
市営住宅使用料	市内の各市営住宅	群馬県住宅供給公社	○
市営住宅駐車場使用料	市内の各市営住宅駐車場	群馬県住宅供給公社	○

## 9 まとめ

わが国の経済状況は、やや回復基調にあるといわれるものの、地方財政を取り巻く状況は、ますます厳しさを増している。国が進める「三位一体の改革」の影響から地方交付税等の一般財源が削減され、各自治体にはますます財源確保の努力が求められている。

そのような厳しい財政状況のため、経費の徹底した削減はもとより、収入の確保がこれまで以上に重要であり、収入確保に向けた制度の適切かつ効果的な運用が求められている。

歳入の徴収又は収納の委託は、地方自治法施行令第158条において「普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる」と規定されているように、収入をより確実に確保し、市民サービスの向上や市民の利便性に十分配慮しながら適正な事務執行を行っていくことが重要な要素となっている。

監査の結果を踏まえ、公金の収入事務委託にあたっては、関係法令等に基づく委託手続き、委託収納金の取扱いに留意するとともに、所管課等においては、委託収入者からの報告をもとに合理性、効率性の検証を行い、適正な事務の執行及び公金の適正管理に努められるようお願いするものである。

また、所管課等が委託業務の履行確認を行うにあたっては、契約内容の処理状況や業務の処理成果を示した定期的な報告書により、委託のあり方の検討、委託収入者との契約内容等の点検を行うことが必要である。

公金の収入事務委託は、市民の利便性を図る目的から、主に公の施設で行われていたが、これら公の施設においては、市民の利用増加とともに市民ニーズの多様化、高度化への対応など、ますます重要な役割が期待されるものである。

昨今の厳しい財政状況を踏まえ経済性、効率性に留意し、最少の経費で最大の効果を上げられることを望むものである。今後とも社会情勢の変化を的確にとらえ、常に施設等の有効利用に結びつくよう創意と工夫により質の高い市民サービスの提供に努められることを期待するものである。

別紙：行政監査「公金の収入事務委託について」附表

表 1 附表

予算担当課別対象歳入名称一覧

部 局	予算担当課	歳 入 名 称	私人による収入事務の有無	
総務部	管財課	庁舎使用料	無	
		庁舎駐車場使用料	無	
		市有地貸付料	無	
		警察関係土地貸付料	無	
	購買課	太田市建設工事等資金貸付金元金収入	無	
		太田市建設工事等資金貸付金利息収入	無	
	市民税課	所得関係証明手数料	無	
資産税課	資産関係証明手数料	無		
公金収納推進部	納税課	納税証明手数料	無	
市民生活部	市民課	火葬室使用料	無	
		自動車臨時運行許可手数料	無	
		戸籍証明手数料	無	
		住民票写し交付手数料	無	
		印鑑証明書交付手数料	無	
		印鑑登録証交付手数料	無	
		身分証明書及び登録原票記載事項証明交付手数料	無	
		所得関係証明手数料	無	
		資産関係証明手数料	無	
		納税証明手数料	無	
		住民基本台帳カード交付手数料	無	
		市有地貸付料	無	
		交通政策課	バスターミナル駐車場使用料	無
			駐輪場使用料	有
	バスターミナル建物貸付料		無	
	文化課	施設使用料	無	
		駐車場使用料	無	
		図書資料宅配手数料	有	
		市有地貸付料(学習文化センター)	無	
		市民会館使用料	無	
		市民会館駐車場使用料	無	
		文化ホール使用料	無	
		市有地貸付料(新田図書館)	無	
	スポーツ課	とうもうサマーランド使用料	有	
		市営体育施設使用料	有	
		運動公園競技施設等使用料	有	
		新浜公園テニスコート使用料	無	
		文化会館総合体育館使用料	有	
		市有地貸付料	無	
	地域振興部	地域整備課	市有地貸付料	無
		太田行政センター	行政センター使用料	無
			まちかど美術館ギャラリー使用料	無
			公民館使用料	無
		九合行政センター	行政センター使用料	無
			公民館使用料	無
			市有地貸付料	無
		沢野行政センター	ふれあいセンター使用料	無
			公民館使用料	無
		韭川行政センター	行政センター使用料	無
			公民館使用料	無
		鳥之郷行政センター	行政センター使用料	無
強戸行政センター		コミュニティセンター使用料	無	
		ふれあいセンター使用料	無	
		公民館使用料	無	

地域振興部	休泊行政センター	行政センター使用料	無
		公民館使用料	無
	宝泉行政センター	行政センター使用料	無
		公民館使用料	無
		市有地貸付料	無
	毛里田行政センター	公民館使用料	無
	地域総合課（尾島）	所得関係証明手数料	無
		納税証明手数料	無
		資産関係証明手数料	無
		農用地証明手数料	無
		私有地貸付料	無
		警察関係土地建物貸付料	無
		尾島総合支所庁舎使用料	無
	市民・福祉課（尾島）	自動車臨時運行許可手数料	無
		戸籍証明交付手数料	無
		住民票写し交付手数料	無
		印鑑証明書交付手数料	無
		印鑑登録証交付手数料	無
		身分証明及び登録原票記載事項証明書交付手数料	無
		住民基本台帳カード交付手数料	無
	地域総合課（新田）	所得関係証明手数料	無
		納税証明手数料	無
		資産関係証明手数料	無
		農用地内外証明手数料	無
		勤労会館使用料	無
		警察関係土地建物貸付料	無
		市有地貸付料	無
	市民・福祉課（新田）	自動車臨時運行許可手数料	無
		戸籍証明交付手数料	無
		住民票写し交付手数料	無
		印鑑証明書交付手数料	無
		印鑑登録証交付手数料	無
		身分証明及び登録原票記載事項証明書交付手数料	無
		住民基本台帳カード交付手数料	無
	地域総合課（藪塚本町）	所得関係証明手数料	無
		納税証明手数料	無
		資産関係証明手数料	無
		農用地証明手数料	無
		市有地貸付料	無
		警察関係土地建物貸付料	無
		無	無
	市民・福祉課（藪塚本町）	自動車臨時運行許可手数料	無
		戸籍証明交付手数料	無
		住民票写し交付手数料	無
		印鑑証明書交付手数料	無
		印鑑登録証交付手数料	無
		身分証明及び登録原票記載事項証明書交付手数料	無
住民基本台帳カード交付手数料		無	
健康福祉部	元気おとしより課	老人ホーム受託使用料	無
		福祉総合センター使用料	有
		生きがいセンター使用料	有
		健康福祉増進センター使用料	無
		温泉スタンド使用料	有
		市有地貸付料	無
	高齢者福祉センター担当	福祉センター使用料（高齢者総合福祉センター）	無
		福祉センター使用料（藪塚本町憩の家）	無

健康福祉部	高齢者福祉センター担当	福祉センター使用料（第一老人福祉センター）	無	
		福祉センター使用料（第二老人福祉センター）	無	
		福祉センター使用料（老人福祉センターかたくりの里）	無	
	社会支援課	福祉会館使用料	無	
	福祉事業課	市有地貸付料	無	
	健康づくり課	総合健康センター使用料	無	
	藪塚本町医療センター	寝具使用料	無	
		文書料	無	
		入所者施設使用料	無	
		通所者施設使用料	無	
		文書料医師意見書料	無	
調査手数料		無		
産業経済部	農業政策課	市民農園使用料（新野）	有	
		市民農園使用料（新田）	無	
		農用地証明手数料	無	
	農村整備課	ふれあい農園使用料	有	
		市有地貸付料	無	
	商業観光課	南一番街駐車場使用料	無	
		労働環境整備資金融資貸付金収入	無	
		勤労者住宅資金融資貸付金収入	無	
		勤労者生活資金融資貸付金収入	無	
		設備近代化資金融資貸付金収入	無	
		経営安定資金融資貸付金収入	無	
		特別経営安定資金融資貸付金収入	無	
		小口資金融資貸付金収入	無	
		季節資金融資貸付金収入	無	
		広域設備資金融資貸付金収入	無	
		設備高度化資金融資貸付金収入	無	
		緊急特別支援資金融資貸付金収入	無	
		商業活性化資金融資貸付金収入	無	
		中小企業合理化資金融資貸付金元利収入	無	
	小企業者振興資金融資貸付金元利収入	無		
	工業政策課	太田自動車検査場土地建物等貸付料	無	
		軽自動車検査場貸付料	無	
		市有地貸付料	無	
	環境部	環境政策課	狂犬病予防手数料	有
		リサイクル推進課	廃棄物処理手数料（指定ゴミ袋）	無
		清掃施設管理課	廃棄物処理手数料	無
			廃棄物取扱許可手数料	無
剪定枝処理手数料			有	
衛生事業課		廃棄物取扱許可手数料	無	
		浄化槽清掃業許可手数料	無	
		浄化槽清掃従事者許可申請手数料	無	
	市有地貸付料	無		
都市づくり部	建築指導課	優良住宅認定申請手数料	無	
		優良宅地認定申請手数料	無	
		建築物確認申請手数料	無	
		工作物確認申請手数料	無	
		建築設備確認申請手数料	無	
		開発行為許可申請手数料	無	
		予定建築物以外の建築等許可申請手数料	無	
		43条の建築等許可申請手数料	無	
		地位承継の承認申請手数料	無	
		建築許可等申請手数料	無	
		建築物確認済等証明手数料	無	

都市づくり部	建築指導課	開発登録簿写し交付手数料	無
		建築物計画変更確認申請手数料	無
		工作物計画変更確認申請手数料	無
		建築設備計画変更確認申請手数料	無
		建築物完了検査申請手数料	無
		工作物完了検査申請手数料	無
		建築設備完了検査申請手数料	無
		建築物中間検査申請手数料	無
	区画整理課	仮換地証明等手数料	無
	市街地整備課	仮換地証明等手数料	無
まちかど美術館喫茶室使用料		無	
都市整備部	道路河川課	道路占用使用料	無
		公共物使用料	無
	花と緑の推進課	公園使用料	無
		八王子山公園墓地永代使用料	無
		八王子山公園墓地管理料	無
	住宅課	市営住宅使用料	有
		市営住宅駐車場使用料	有
		市営住宅目的外使用料	無
		住宅新築資金元金収入	無
		住宅新築資金利子収入	無
		住宅改修資金元金収入	無
		住宅改修資金利子収入	無
宅地取得資金元金収入		無	
宅地取得資金利子収入		無	
行政事業部	渡良瀬緑地課	太田市民パークゴルフ場使用料	無
		太田市民ゴルフ場使用料	無
		クラブハウス使用料	無
消防本部	消防総務課	証明手数料	無
	予防課	許可申請等手数料	無
教育部	教育総務課	奨学資金貸付金	無
	学校管理課	教育財産使用料	無
	児童施設担当	幼稚園保育料（生品）	無
		幼稚園バス利用料（生品）	無
		幼稚園預かり保育料（生品）	無
		幼稚園保育料（綿打）	無
		幼稚園バス利用料（綿打）	無
		幼稚園預かり保育料（綿打）	無
		幼稚園保育料（藪塚）	無
		幼稚園預かり保育料（藪塚）	無
		幼稚園保育料（藪塚南）	無
		幼稚園預かり保育料（藪塚南）	無
		市有地貸付料（電柱占有料）	無
		青少年課	勤労青少年ホーム使用料
	金山の森キャンプ場使用料		無
	金山の森キャンプ場高圧送電線用地貸付料		無
	金山青年の家使用料		無
	文化財課	満徳寺資料館入館料	無
		歴史民俗資料館入館料	無
		高山彦九郎記念館入館料	無
	生涯学習課	社会教育総合センター使用料	無
		生涯学習センター使用料（尾島生涯学習センター）	無
		生涯学習センター使用料（世良田生涯学習センター）	無
		茶会所大光庵使用料	無
		公民館使用料（木崎公民館）	無
		公民館使用料（生品公民館）	無
		公民館使用料（綿打公民館）	無

教育部	生涯学習課	公民館使用料（藪塚本町中央公民館）	無
	市立商業高校	授業料	無
		受検料	無
		入学金	無
		商業高校証明手数料	無

表5 附表

## 委託収納金取扱い状況

委託収納金の払込み		委託収納金の払込み等			
		委託収入者による払込み	出納員等による払込み	収納金の取扱い	払込計算書の提出
太田市自転車等駐輪場使用料収納業務委託	特定非営利活動法人おおたNPO支援センター	○	—	委託収入者が翌日に指定金融機関に払込みをしている	×
太田市立図書館の図書資料宅配サービス事業業務委託	特定非営利活動法人太田ライブリーポーツ	—	○	委託収入者が当日中に所管課等へ届けている	—
とうもうサマーランド管理運営業務委託	太田市行政管理公社	—	○	委託収入者が当日中に所管課等へ届けている	—
各種運動施設管理業務委託(サン・スポーツランド)	太田市行政管理公社	—	○	委託収入者が翌日に所管課等へ届けている	—
運動公園競技施設管理業務委託	太田市行政管理公社	—	○	委託収入者が当日中に所管課等へ届けている	—
太田市新田文化会館・太田市新田総合体育館他10施設指定管理業務	(財)太田市新田文化スポーツ振興事業団	—	○	委託収入者が翌日に指定金融機関に払込みをしているが、払込書の納人を出納員としている	—
太田市新田福祉総合センター指定管理業務	社会福祉法人太田市社会福祉協議会	○	—	払込書の納人を委託収入者としているが、委託している回収業者が所管課等へ届けている	×
太田市尾島いきがいセンター指定管理業務	社会福祉法人太田市社会福祉協議会	—	○	委託収入者が1ヶ月ごとに所管課等へ届けている	—
太田市新田温泉スタンド指定管理業務	社会福祉法人太田市社会福祉協議会	○	—	払込書の納人を委託収入者としているが、週1回委託している回収業者が所管課等へ届けている	×
太田市農村環境改善センター指定管理業務	(社)太田市農業振興公社	—	○	委託収入者が当日中に所管課等へ届けている	—
太田市ふれあい農園施設使用料等の収納事務(新野市民農園)	太田市行政管理公社	—	○	委託収入者が当日中に所管課等へ届けている	—
狂犬病予防注射手数料収納事務委託	(社)群馬県獣医師会・(社)群馬県獣医師会太田地区獣医師会	○	—	委託収入者が翌日に指定金融機関に払込みをしている	×
太田市新田緑のサイクルセンター運転管理業務委託	(社)太田市シルバー人材センター	○	—	委託収入者が1週間ごとに指定金融機関に払込みをしている	○
太田市市営住宅管理業務(住宅使用料)	群馬県住宅供給公社	○	—	委託収入者が当日中に指定金融機関に払込みをしている	×
太田市市営住宅管理業務(駐車場使用料)	群馬県住宅供給公社	○	—	委託収入者が当日中に指定金融機関に払込みをしている	×

表8 附表

## 領収書等の取扱い状況

委託名・委託先		領収書の取扱い		領収印の取扱い	
		委託収入者のものを使用	市長名・出納員名のものを使用	委託収入者のものを使用	出納員印・分任出納員印を使用
太田市自転車等駐輪場使用料収納業務委託	特定非営利活動法人おおたNPO支援センター	○ (定期利用)	○ (一時利用)	○	—
太田市立図書館の図書資料宅配サービス事業業務委託	特定非営利活動法人太田ライブラリーパートナーズ	○	—	○	—
とうもうサマーランド管理運営業務委託	太田市行政管理公社	発行者名記載なし		領収印の押印なし	
各種運動施設管理業務委託(サ・ス・ツ・ツ・ツ)	太田市行政管理公社	券売機により発券		券売機により発券	
運動公園競技施設管理業務委託	太田市行政管理公社	—	○	—	○
太田市新田文化会館・太田市新田総合体育館他10施設指定管理業務	(財)太田市新田文化スポーツ振興事業団	○ (トレーニング室は券売機)	—	○ (トレーニング室は券売機)	—
太田市新田福祉総合センター指定管理業務	社会福祉法人太田市社会福祉協議会	○ (風呂棟は券売機)	—	○ (風呂棟は券売機)	—
太田市尾島いきがいセンター指定管理業務	社会福祉法人太田市社会福祉協議会	○	—	○	—
太田市新田温泉スタンド指定管理業務	社会福祉法人太田市社会福祉協議会	自動販売機による		自動販売機による	
太田市農村環境改善センター指定管理業務	(社)太田市農業振興公社	—	○	—	○
太田市ふれあい農園施設使用料等の収納事務	太田市行政管理公社	—	○	—	○
狂犬病予防注射手数料収納事務委託	(社)群馬県獣医師会・(社)群馬県獣医師会太田地区獣医師会	○	—	○	—
太田市新田緑のリサイクルセンター運転管理業務委託	(社)太田市シルバー人材センター	○	—	○	—
太田市市営住宅管理業務(住宅使用料)	群馬県住宅供給公社	—	○ (納入通知書は市長名)	○	—
太田市市営住宅管理業務(駐車場使用料)	群馬県住宅供給公社	—	○ (納入通知書は市長名)	○	—